

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	1-002812

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年5月14日 ~ 令和4年6月13日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、令和3年1月9日に、業務として回収し保管していた顧客の現金2,900万円を着服したとして、令和4年2月9日に業務上横領の容疑により愛知県警に逮捕された。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 業務に関し、法令に違反したとき。	1月以上9月以内
(2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内
(3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部管財課契約係
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111